

平成24年（ワ）第49号等 玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社、国

準備書面 1 1 4

(汚染水の海洋放出について3)

2024 (令和6) 年 8 月 3 0 日

佐賀地方裁判所 民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 花 島 敏 雅

弁護士 東 島 浩 幸

外

本書面において、原告らは、被告国の準備書面23に対し、必要と認める限度で、反論を加える。

第1 いわゆる新規制基準は福島第一原発事故における汚染水の生成機序を踏まえた規制措置とはなっていないこと

1 原告らは、原告ら準備書面108において、福島第一原発で発生している汚染水は、福島第一原発事故後のメルトダウンによって溶け落ちた核燃料デブリを冷却するための冷却水に、原子炉建屋内に流入した地下水や雨水が混入することによって生み出されているにもかかわらず

ず、被告国が、福島第一原発事故後に取りまとめたいわゆる新規規制基準においても、このような福島第一原発における汚染水の生成機序を踏まえた規制措置を何ら講じていないことを指摘した。

- 2 これに対して、被告国は、準備書面 23 において、「改正原子炉等規制法は、設計基準事故に対する十分な対策を要求し、それを踏まえてもなお重大事故等が発生することを想定して重大事故等対策を要求している」と述べた上で、重大事故等対策の一つを定める設置許可基準規則 51 条が、「発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な設備を設けなければならない。」と定め、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するための設備を要求」していることや、改正原子炉等規制法 43 条の 3 の 6 第 1 項 3 号にかかる技術的能力の審査基準において、「発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること」を要求しているなどと主張している（被告国の準備書面 23・6～9 頁）。

- 3 しかしながら、被告が挙げるこれらの対策は、いずれも「原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な設備」や「手順等」を定めるものであり、冷却後に発生した汚染水や、福島第一原発において現に生じている原子炉建屋内に流入した地下水や雨水によって発生する汚染水に対する対策を定めるものではない。

そのことを理解してか、被告国は、「いわゆる新規制基準は、原告らが主張する『汚染水』事象が前提とする、原子炉容器内の炉心に著しい損傷が生じる重大事故の発生により、溶融した炉心が原子炉格納容器下部に落下し、当該溶融炉心が冷却されず、溶融炉心からの崩壊熱や化学反応によって原子炉格納容器下部コンクリートが侵食され、原子炉格納容器の構造部材の支持機能が喪失し、原子炉格納容器の破損に至るといった事象が起こることがないように、前記・・・の各規制要求を行っている」などと強弁するが、要するに被告国は、このような規制の結果として当然に発生することとなる汚染水や、このような規制とは無関係に現に福島第一原発で発生している地下水や雨水による汚染水に対して、何らの対策を講じていないということに他ならない。

第2 技術基準規則や内部溢水ガイドも福島第一原発事故における汚染水の生成機序を踏まえた規制措置ではないこと

- 1 被告国も自認しているように、「そもそも技術基準規則12条や内部溢水ガイドは、発電用原子炉施設内における溢水等による損傷を防止するためのものであるところ・・・原告らが主張する事象、すなわち、『マルチダウンによって溶け落ちた核燃料デブリを冷却するための冷却水に、原子炉建屋内に流入した地下水や雨水が混入することによって』『汚染水』が発生する事象は、技術基準規則や内部溢水ガイドにおいて想定することが求められている溢水源の発生要因を超え、発電用原子炉施設が損傷した後の事象であるから、技術基準規則12条や内部溢水ガイドが想定する事象ではない」（被告国の準備書面23・11頁）。

したがって、これらの技術基準規則や内部溢水ガイドが福島第一原

発事故における汚染水の生成機序を踏まえた規制措置とはいえないことは明らかである。

- 2 なお、被告国は、「設置許可基準規則 9 条 1 項は、『安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。』と規定し、ここでいう『発電用原子炉施設内における溢水』とは、『発電用原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）、消火系統等の作動、使用済燃料貯蔵槽等のスロッシングその他の事象により発生する溢水』をいうのであって・・・、原告らが指摘する『地下水の流入』も前記の『発電用原子炉施設内における溢水』に含まれる」（被告国の準備書面 23・10 頁）などとも主張しているが、そのような解釈は上記文言から当然に導かれるものではなく、規制方法として不明確といわざるを得ない。

以上